

○石巻市総合計画策定本部設置要綱

令和元年 10 月 29 日訓令第 21 号

石巻市総合計画策定本部設置要綱

(設置)

第 1 条 第 2 次石巻市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定を行うため、石巻市総合計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 現行の石巻市総合計画の検証及び評価に関すること。
- (3) 石巻市震災復興基本計画の検証及び評価に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、半島復興事業部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会教育長、教育委員会事務局長、会計管理者、危機管理監及び産業政策審議監をもって充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる本部員のほか、臨時に本部員を指名することができる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 第 2 条に掲げる事項を調査検討するため、本部に石巻市総合計画策定本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は復興政策部長をもって充て、副幹事長は復興政策部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、総務部次長、財務部次長、復興事業部次長、半島復興事業部次長、河北総合支所次長、雄勝総合支所次長、河南総合支所次長、桃生総合支所次長、北上総合支所次長、牡鹿総合支所次長、生活環境部次長、健康部次長、福祉部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長、復興政策部復興政策課長、総務部

総務課長及び財務部財政課長をもって充てる。

- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 第2条に掲げる事項を専門的に調査及び検討させるため、幹事会の下部組織として専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長、部会員をもって構成する。
- 3 部会長、部会員は、関係する課の職員の中から、本部長が指名する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長がその議長となる。ただし、最初の会議は、幹事長が招集する。

(庶務)

第8条 本部、幹事会及び専門部会の庶務は、復興政策部復興政策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年11月1日から施行する。